

改正案								現行							
ロシア															
サウジアラビア															
シンガポール															
南アフリカ															
スペイン															
スウェーデン															
スイス															
トルコ															
英国															
米国															
合計															
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率(法第五十六条第一号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>2 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA)) (当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%) を記載すること。</p> <p>3 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること(小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載)。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の二十五を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の五十を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の七十五を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載)。</p> <p>5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p>															
(以下略)								(以下略)							

改正案								現行							
ロシア															
サウジアラビア															
シンガポール															
南アフリカ															
スペイン															
スウェーデン															
スイス															
トルコ															
英国															
米国															
合計															
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率(法第五十六条第一号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>2 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA)) (当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%) を記載すること。</p> <p>3 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること(小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載)。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の二十五を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の五十を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の七十五を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載)。</p> <p>5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p>															
(以下略)								(以下略)							

改正案								現行							
ロシア															
サウジアラビア															
シンガポール															
南アフリカ															
スペイン															
スウェーデン															
スイス															
トルコ															
英国															
米国															
合計															
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率(法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>2 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。</p> <p>3 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること(小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載)。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の二十五を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の五十を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の七十五を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載)。</p> <p>5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0 と記載すること。</p> <p>(以下略)</p>								<p>(以下略)</p>							